

第 I 章

スポーツ振興基本計画の策定

- 1 スポーツの意義
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の役割と期間
- 4 計画の構成

第 I 章 スポーツ振興基本計画の策定

1 スポーツの意義

スポーツは、体を動かすという人間の基本的な運動欲求に応えるとともに、達成感や爽快感といった精神的充足感をもたらし、健康の保持増進、体力の向上に役立つものです。また、スポーツを楽しむことを通して、仲間の輪が広がり、社会生活に必要なマナーが身につくなど、明るく活力に満ちた社会の形成に大きく寄与するものです。さらに、スポーツは、世界共通の文化として発展し、スポーツを通じた交流により、相互の理解や認識を一層深めることができるなど、国際的な友好と親善にも貢献しています。

このようにスポーツは、多様な役割を果たしていますが、県民の方々が生涯にわたり、スポーツに親しむことにより、本県が活性化されると確信しています。

2 計画策定の背景

生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢社会の一層の進展等に伴い、これまで以上に自らの生活や生きがいを重視し、健康で豊かに生きることを目的として、県民のスポーツに対する期待は、ますます大きく膨らむものと思われます。

その意味において、県民一人一人が、それぞれの興味や関心、年齢、目的、体力に応じてスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツの推進をいっそう図ることが大切です。

徳島県教育委員会は、平成11年7月、徳島県スポーツ振興審議会に、徳島県のスポーツ振興方策について諮問し、平成12年3月に答申を受けました。

また、平成12年9月には文部省（現在の文部科学省）が、スポーツ振興法に基づきスポーツ振興基本計画を策定し、平成22年（2010年）までの10年間のスポーツ振興の基本的方向を示すとともに、各自治体での振興施策の推進を呼びかけています。

こうした状況を考慮し、県は幅広い観点から徳島県のスポーツ振興を総合的かつ計画的に推進し、県民の豊かなスポーツライフを築くため、徳島県スポーツ振興基本計画を策定することとしました。

【生涯スポーツ】

人々が、健康で明るく豊かな人生を送るため、生涯の各時期にわたってスポーツに親しむという考え方のことである。

自らの健康は自らの力で保持増進していくという自覚のもとに、主体的にスポーツに親しむ態度や習慣を形成していくことが必要とされている。

【徳島県スポーツ振興審議会】

スポーツ振興法第18条第1項の規定に基づいて設置された合議制の機関である。同審議会の任務は、徳島県教育委員会若しくは知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査研究し、これらの事項に関して徳島県教育委員会若しくは知事に対し建議することである。

【スポーツ振興基本計画】

文部省（現文部科学省）が21世紀における我が国スポーツの一層の振興を図るため、平成12年に策定したものであり、生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備方策と国際競技力の総合的な向上方策、さらには生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進する方策について述べられている。

3 計画の役割と期間

この計画は、徳島県スポーツ振興審議会の答申「徳島県のスポーツ振興方策について（平成12年3月）」及び国のスポーツ振興基本計画に基づき、徳島県が策定したスポーツ振興に関する計画であり、平成16年度（2004年度）から平成22年度（2010年度）までの7年間を計画の期間とします。

4 計画の構成

この計画は、「第Ⅰ章 スポーツ振興基本計画の策定」、「第Ⅱ章 体育・スポーツの現状と課題」、「第Ⅲ章 体育・スポーツ振興の施策体系」、「第Ⅳ章 体育・スポーツ振興の具体的方策」、「参考資料」で構成しています。

「第Ⅰ章」では、スポーツを取り巻く社会環境の変化や、計画策定に至った背景、計画の基本的な考え方、計画の役割と期間を示しています。

「第Ⅱ章」では、「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」、「学校における体育・スポーツ」の3つの主要な分野について、それぞれの現状と課題について分析しています。

「第Ⅲ章」では、本県の現状と課題を踏まえ、本県が取り組むべき体育・スポーツ振興の施策体系を示し、最後に「第Ⅳ章」で、目標実現に向けて、今後特に重点的に取り組む具体的方策を示しています。